平成２２年（フ）第５５４号
名古屋市東区東桜２丁目３番10号　妙本寺ビル401号
債務者　近藤江利子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３７号
愛知県瀬戸市原山台２丁目１番301号
債務者　諏訪間節子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９号
北海道北見市とん田西町311番地１
債務者　小林　　績
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
北海道網走郡美幌町字稲美100番地の32
債務者　藤井りう子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
北海道網走郡美幌町字元町48番地の78
債務者　小原　雅信
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
北海道網走郡美幌町字元町48番地の78
債務者　小原　規栄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
埼玉県草加市松原５丁目４番６号ハウス松原304号
債務者　會田まり子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
埼玉県草加市八幡町204番地８柳田ハイツ201号
債務者　中尾　信一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
千葉県船橋市八木が谷１丁目34番４号
債務者　秦　　慎一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８６号
千葉県習志野市津田沼１丁目15番29号　コーポ津田沼201号
債務者　柴　　公子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９７号
千葉市若葉区都賀２丁目15番３号都賀ハイム102号
債務者　大和田照雄
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１３号
千葉市美浜区真砂４丁目４番２棟304号
債務者　鹿野　光一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１８号
千葉市美浜区真砂２丁目２番４棟406号
債務者　村山　　徹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３８号
千葉県船橋市高根台１丁目２番293棟608号
債務者　原田新一郎
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７９号
千葉県市川市須和田２丁目21番11号
債務者　増田　好子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０３号
千葉市若葉区中田町780番地20
債務者　菅野　光信
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
千葉県君津市杢師４丁目19番20号
債務者　谷本美咲紀
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部